

令和8年6月15日

防災製品「寝具類（寝具等完成品側地、ふとん類（完成品）」の性能試験基準改正

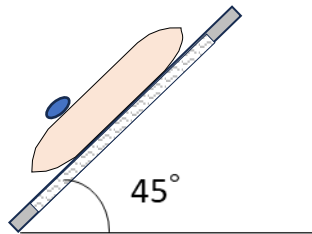
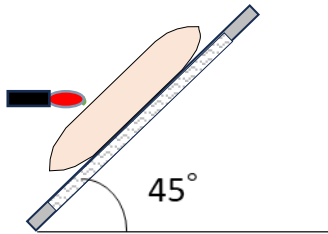
公益財団法人日本防災協会 技術部

寝具類の性能試験基準見直しについて検証試験に取組み、令和7年10月21日の防災製品認定委員会分科会及び令和8年4月21日の防災製品認定委員会の審議を経て、改正基準を令和8年7月1日より施行します。

改正点は以下のとおりです。

1. 寝具等完成品側地及びふとん類（完成品）の防災性能試験に関して、45°メセナミン法を45°エアームックスバーナー金網法に変更する。
2. 45°エアームックスバーナー金網法の燃焼試験装置及び燃料は、防災製品の「布張家具等側地」で使用しているものと同じとする。
3. エアームックスバーナーは水平にして、その先端部分を試験体の下辺中央部から5cm上方の位置で、かつ、試験体の表面から1mm離れた位置にして60秒間加熱を行う。
4. 性能基準は改正前の45°メセナミン法と同様で、炭化長は透視的に測定して最大値10.0cm以下、平均値8.0cm以下を適合とする。

性能試験のイメージ図

改正前 45°メセナミン法	改正後 45°エアームックスバーナー金網法
	

側地及び詰綿にポリエステル系繊維を用いたふとんの場合、45°メセナミン法では火源であるメセナミンの位置がずれ易いことから炭化長の再現性が乏しいという課題がありました。今回の改正によりバーナーを用いることで炭化長のばらつきは小さくなることが検証されており、近年、主流となっているポリエステル系のふとんについても防災製品として広く普及することを期待しています。

以上の改正による試験の受付は令和8年7月1日より開始します。ご不明な点がございましたら、当協会技術部（TEL：03-3246-0624）までご連絡下さい。

以上